吸収分割にかかる事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく書面））

2026 年 10 月 1 日

Umios 株式会社
大洋エーアンドエフ株式会社

2026年10月1日

吸収分割にかかる事後開示書面
（会社法第791 条第1 項第1 号及び同法第801 条第3 項第2 号並びに会社法施行規則第189 条に基づく書面））

東京都港区高輪二丁目２１番２号
Umios株式会社
代表取締役　安田　大助

東京都中央区豊海町４番５号
大洋エーアンドエフ株式会社
代表取締役　舟木　謙二

Umios株式会社（以下「承継会社」という。）と大洋エーアンドエフ株式会社（以下「分割会社」という。）は、2026年7月27日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2026年10月1日を効力発生日として、分割会社が有する養殖事業及び加工食品事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行いました。

本件吸収分割に関して、会社法第791 条第1 項第1 号及び同法第801 条第3 項第2 号並びに会社法施行規則第189 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

１．本件吸収分割が効力を生じた日
2026年10月1日

２．分割会社における反対株主の株式買取請求等に関する手続の経過
（１）反対株主の株式買取請求手続
会社法第784条第1項の規定に基づく株主総会における吸収分割契約の承認を要しない場合（略式分割）に該当するため、該当事項はありません。

（２）分割会社における株主の本件吸収分割をやめることの請求に係る手続
会社法第784条第1項の規定に基づく株主総会における吸収分割契約の承認を要しない場合（略式分割）に該当するため、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求手続

本件吸収分割に際して、会社法第 787 条第１項第２号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第 787 条の規定による手続）は実施しておりません。

（４）債権者保護手続

分割会社は、本件吸収分割によって分割会社から承継会社に承継される債務について重畳的債務引受を行っているため、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

３．承継会社における株式買取請求等に関する手続の経過

（１）反対株主の株式買取請求手続

会社法第 796 条第２項の規定に基づく株主総会における吸収分割契約の承認を要しない場合（簡易分割）に該当するため、該当事項はありません。

（２）承継会社における株主の本件吸収分割をやめることの請求に係る手続

会社法第 796 条第２項の規定に基づく株主総会における吸収分割契約の承認を要しない場合（簡易分割）に該当するため、該当事項はありません。

（３）債権者保護手続

会社法第 799 条の規定により、2026 年８月 26 日付の官報により、同条第１項第２号に掲げる債権者に対する本件吸収分割についての異議申述公告を行い、知れている債権者に対する個別の催告は、2026 年８月 26 日に電子公告による、本件吸収分割についての異議申述公告を行うことでこれを省略いたしましたが、異議申述期間である 2026 年９月 25 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

４．承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2026 年 10 月１日をもって、吸収分割契約書に記載された分割会社が有する養殖事業及び加工食品事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が承継した資産の額は、金 11,816 百万円、負債の額は金 9,454 百万円となっております。

５．本件吸収分割に関する変更登記をした日

2026 年 10 月６日

６．その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上